

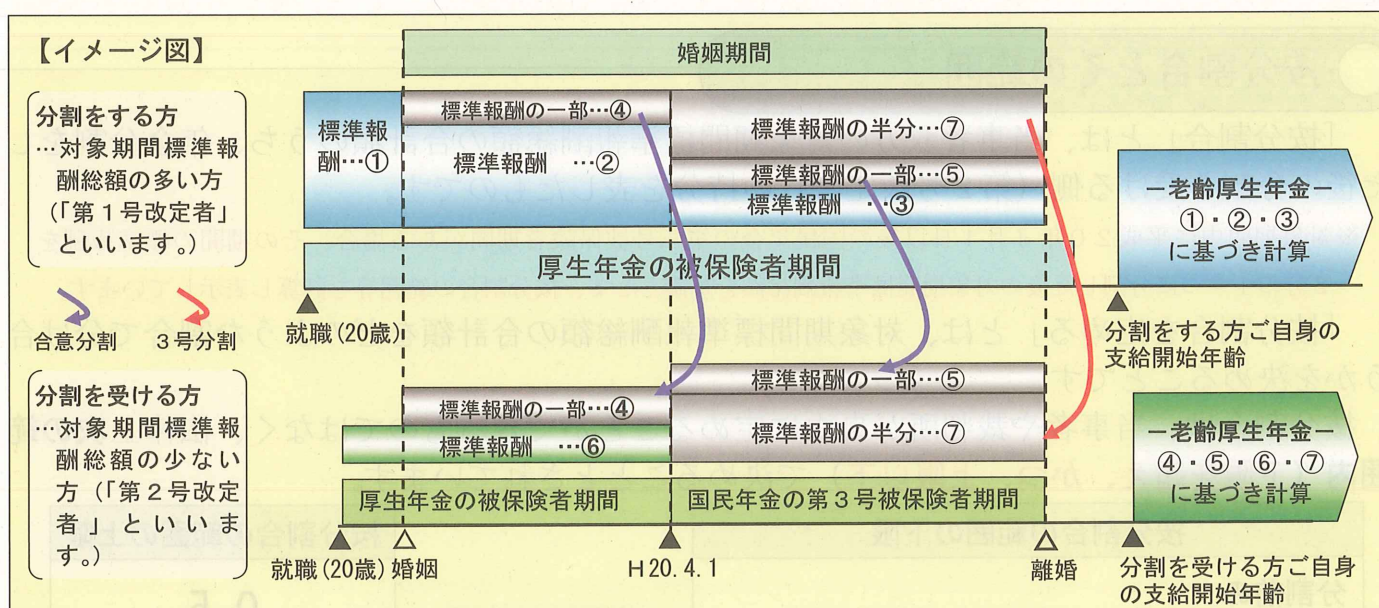
離婚時の厚生年金の分割制度について

①離婚時の厚生年金の分割制度（合意分割制度）は、平成１９年４月１日以後に離婚等をし、以下の条件に該当したときに、当事者の一方からの請求により、婚姻期間中の厚生年金の標準報酬を当事者間で分割することができる制度です。

- ・ 当事者の合意又は裁判手続により按分割合を定めたこと。
- ・ 請求期限（^{あんぶん}原則、離婚等をした日の翌日から起算して2年）を経過していないこと。

②離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度（3号分割制度）は、平成20年5月1日以後に離婚等をし、以下の条件に該当したときに、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の相手方の厚生年金の標準報酬を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

- ・平成20年4月1日以後に国民年金の第3号被保険者期間があること。
- ・請求期限（原則、離婚等をした日の翌日から起算して2年）を経過していないこと。



分割による主な効果

この分割制度により、厚生年金の標準報酬を当事者間で分割した場合は、当事者それぞれの老齢厚生年金等の年金額は、分割後の記録に基づき計算されます。

★分割をした方

ご自身の厚生年金の標準報酬から、相手方に分割をした標準報酬を除いたその残りの標準報酬に基づき、年金額が計算されます。

★分割を受けた方

ご自身の厚生年金の標準報酬と相手方から分割された標準報酬に基づき、年金額が計算されます。なお、実際、分割後の標準報酬に基づく老齢厚生年金を受けるには、**ご自身の厚生年金の加入期間や国民年金の保険料を納付した期間等によって受給資格期間を満たしていることや生年月日に応じて定められている支給開始年齢に到達していることが必要です。**

- ◆年金分割の効果は、厚生年金の報酬比例部分（厚生年金基金が国に代行して支給する部分を含む。）に限られ、国民年金の老齢基礎年金等には影響はありません。
- ◆現に老齢厚生年金を受けている場合は、年金分割の請求をした月の翌月から年金額が変更されます。

「年金分割のための情報通知書」について

対象期間

「対象期間」とは、年金分割の対象となる期間のことをいいます。対象期間は、原則、離婚した場合はその婚姻期間であり、また、婚姻が取り消された場合はその取り消された婚姻に係る婚姻期間です。

事実婚関係が解消したと認められる場合は、当該関係にあった間に、当事者の一方が国民年金の第3号被保険者であった期間です。

対象期間標準報酬総額

「対象期間標準報酬総額」とは、対象期間に係る厚生年金の標準報酬を、当事者それぞれの生年月日に応じた再評価率を用いて、現在価値に換算した額の合計額です。

そして、当事者のうち、対象期間標準報酬総額の多い方を「第1号改定者」といい、相手方に標準報酬を分割する側になります。

一方、この額が少ない方を「第2号改定者」といい、相手方から標準報酬の分割を受ける側になります。

按分割合とその範囲

「按分割合」とは、当事者双方の対象期間標準報酬総額の合計額のうち、年金分割をした後の分割を受ける側（第2号改定者）の持分を表したものです。

※対象期間中に平成20年4月1日以後の国民年金の第3号被保険者期間がある場合、その期間の標準報酬を2分の1ずつに分割した後の対象期間標準報酬総額を基礎として、按分割合の範囲等を計算し表示しています。

「按分割合を定める」とは、対象期間標準報酬総額の合計額をどのような割合で分け合うかを定めることです。

按分割合は、当事者や裁判所が自由に定めることができるものではなく、法律上次の範囲内（下限を超え、かつ、上限以下）で決めることとされています。

按分割合の範囲の下限		按分割合の範囲の上限	
$\frac{\text{分割前の第2号改定者の対象期間標準報酬総額}}{\text{分割前の当事者双方の対象期間標準報酬総額の合計額}}$		$0.5 \text{ (50\%)}$	
		$< \text{請求可能な按分割合} \leq$	

【例】分割前の元夫の対象期間標準報酬総額が「7,000万円」、分割前の元妻の対象期間標準報酬総額が「3,000万円」の場合

按分割合の範囲の下限は、次の式により算出されます。

$$3,000 \text{ 万円} \div (7,000 \text{ 万円} + 3,000 \text{ 万円}) = 0.3$$

この場合、「年金分割のための情報通知書」の「按分割合の範囲」欄には「30.000%を超え、50%以下」と表示されますので、この範囲内で按分割合を定めることになります。

そして、当事者間の話し合いにより、年金分割をした後の元妻の対象期間標準報酬総額を「4,000万円」とする場合、請求すべき按分割合は、次のとおり、算出されます。

$$4,000 \text{ 万円} \div (7,000 \text{ 万円} + 3,000 \text{ 万円}) = 0.4 \text{ (= 40\%)}$$

このとき、年金分割の請求を行うときには、標準報酬改定請求書に記載する按分割合は「0.4」となります。

情報提供の再請求

情報提供が行われた後に、対象期間に係る厚生年金の標準報酬に変動が生じた場合、按分割合等の提供情報に変動することがあります。按分割合の範囲が変動した場合、本通知により提供された情報に基づき定めた按分割合では、標準報酬の改定等を行うことができないことがあります。

したがって、このようなことを未然に防ぐため、情報提供の再請求を行うことにより、直近の情報を受けることができますので、ご利用ください。

年金分割のための情報通知書 (厚生年金保険制度)

年 月 日

様

日本年金機構理事長

様より、年金分割のための情報提供の請求がありましたので、情報を提供いたします。

氏 名	(第1号改定者)		
	(第2号改定者)		
生 年 月 日	(第1号改定者) 年 月 日	(第2号改定者) 年 月 日	
基 礎 年 金 番 号	(第1号改定者)	(第2号改定者)	
情 報 提 供 請 求 日	年 月 日		
婚 姻 期 間 等	年 月 日 ~ 年 月 日 * (* 1.情報提供請求日 2.離婚が成立した日 3.婚姻を取り消された日 4.事実婚姻係が解消したと認められる日)		
対 象 期 間 標 準 報 酬 総 額	(第1号改定者) 円	(第2号改定者) 円	
あ ん ぶ ん 按 分 割 合 の 範 囲	%を超え、50%以下 ※按分割合とは、当事者双方の対象期間標準報酬総額の合計額のうち、分割後に おける分割を受ける側(第2号改定者)の割合を表すもので、この按分割合の範囲内で定めることになります。		

対 象 期 間	昭 和 年 月 日 ~ 昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日 ~ 昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日 ~ 昭 和 年 月 日
	昭 和 年 月 日 ~ 昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日 ~ 昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日 ~ 昭 和 年 月 日
	昭 和 年 月 日 ~ 昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日 ~ 昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日 ~ 昭 和 年 月 日
	昭 和 年 月 日 ~ 昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日 ~ 昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日 ~ 昭 和 年 月 日
対象期間の末日以後に 提供を受けた情報につ いて補正を要した期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
厚生年金保険法施行 規則第78条の3第3項 第2号に規定する期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	厚生年金保険法施行 規則第78条の3第3項 に定める請求期間	

その他の事項

「年金分割のための情報通知書」のこれらの欄に記入がされている場合、年金分割の請求を行うときは、当該事実をお申し出いただくか、当該通知書のコピーを標準報酬改定請求書に添えてご提出ください。

※本通知書の内容についてご不明な点がある場合は、通知書裏面のお問い合わせ先にご照会ください。

手続の流れ（下図は、基本的な手続の流れを示したものです。）

年金分割のための情報提供の請求

◆年金分割のための情報提供の請求

情報提供の請求は、当事者の二人が一緒に請求することも、一人で請求することもできます。

次に掲げる方は、年金分割をした場合の年金見込額の試算の申込みを併せて行うことができます。

- ・50歳以上の方で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方については、老齢厚生年金の見込額
- ・障害厚生年金の支給を受けている方については、障害厚生年金の見込額

「年金分割のための情報通知書」の交付

◆「年金分割のための情報通知書」の交付

情報通知書の交付方法は、請求の仕方やその時期によって、次のとおりです。

- ①二人が一緒に請求した場合は、それぞれに交付します。
- ②一人で請求をした場合は、次のとおりです。
 - ア. 離婚等をしているときは、請求した方とその相手方に交付します。
 - イ. 離婚等をしていないときは、請求した方のみ交付します。

当事者間の話し合い

◆「年金分割」について、当事者間の話し合い

年金分割の請求をするためには、当事者間で「①年金分割の請求をすることと②その按分割合」について合意することが必要です。

合意できないとき

家庭裁判所への審判又は調停の申立て
…年金分割に係る審判の確定又は調停の成立

合意したとき

◆当事者間の話し合いにより合意したとき

次のいずれかの方法により合意した内容を証明していただきます。

- ①当事者双方又はその代理人が、年金分割請求時に、合意した内容等を記載した書類を年金事務所の窓口へ直接持参
- ②合意内容等を明らかにした公正証書の謄本若しくは抄録謄本又は公証人の認証を受けた私署証書を添付

※②の書類に関する手続きは公証役場で行うことになります。

◆当事者間の話し合いにより合意できないとき

当事者の一方が家庭裁判所に申立てをし、次の裁判手続を利用して按分割合を定めることができます。

- ①審判手続
- ②調停手続
- ③離婚訴訟における附帯処分の手続

年金分割の請求

◆年金分割の請求

年金分割の請求は、離婚等をした後、当事者又はその一方が年金事務所に対し、「標準報酬改定請求書」に按分割合等を明らかにできる書類を添付して行うことになります。

年金分割は、按分割合を定めたとしても、年金事務所に請求をしないと厚生年金の標準報酬は変更されません。また、**請求期限（原則、離婚等をした日の翌日から起算して2年）を経過すると、請求することができません。**

「標準報酬改定通知書」の交付

◆「標準報酬改定通知書」の交付

按分割合に基づき当事者それぞれの厚生年金の標準報酬の改定を行い、改定をした後の標準報酬を、当事者それぞれに通知します。